

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年3月1日 01時40分ごろ
発生場所	北海道室蘭市室蘭港 室蘭港新日鐵住金ふとう灯台から真方位352° 560m付近 （概位 北緯42° 20.9′ 東経140° 58.7′）
事故の概要	貨物船雄徳丸は、係留岸壁を変更する目的で室蘭港内を航行中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月9日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 雄徳丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141918、株式会社雄和海運
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首部に破口を伴う凹損 岸壁 コンクリートの一部剥離
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波向 西、波高 約1m、潮候 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び航海士2人（航海士Aを含む）ほか2人が乗り組み、係留岸壁を変更する目的で、室蘭港西2号ふ頭3号バースを発し、同ふ頭の北東方に位置する、私設岸壁に向かった。 本船は、船長が船橋で操船に当たり、船首尾に乗組員2人ずつを配置して離岸し、約7ノットの対地速力で手動操舵により北北東進していたところ、離岸して数分後、操船中の船長が急に強い便意を催した。 船長は、港内操船に慣れた航海士に操船を交代してもらおうと思い、船橋のマイクで、港内操船に慣れた航海士を呼び出したが昇橋してこなかったため、再度、誰か昇橋してほしい旨呼び掛け、昇橋してきた航海士Aと船位等の引き継ぎを行う余裕のないまま操船を交代し、船橋階下のトイレに駆け込んだ。 航海士Aは、船長から引き継ぎがなく、「トイレに行くからちょっと代わってくれ」と言われて操船を交代したので、船長がすぐ船橋に戻ると思い、同じ進路及び速力で航行を続けていたところ、前方至近に陸影が見え、機関を全速力後進としたものの、本船は、室蘭港日本製鉄ふ頭北6バースの西方500m付近（以下「本件岸壁」という。）に船首部が衝突した。

	本船は、レーダーをスタンバイ状態とし、電子海図表示装置を使用していなかった。 航海士Aは、室蘭港内において、船首配置についての経験があるものの、操船した経験がほとんどなかった。 本件岸壁には、照明設備がなく、夜間航行中は接近しない限り、同岸壁を識別することが困難な状況であった。 船長は、本船を漂流させてから航海士Aに見張りを指示しておけばよかった、また、レーダー等の航海計器は使用できる状態にしておくべきであったが、本事故時、そのようなことを考える余裕がなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、夜間、室蘭港内を北北東進中、船長が引き継ぎを行わないまま航海士Aに操船を交代し、本件岸壁を識別することが困難な状況下、航行を続けたことから、本件岸壁に衝突したものと考えられる。 航海士Aは、室蘭港内の操船経験がほとんどなかったこと、及び航海計器が使用できない状況であったことから、照明設備のない本件岸壁に接近していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が室蘭港内を北北東進中、船長が引き継ぎを行わないまま航海士Aに操船を交代し、本件岸壁を識別することが困難な状況下、航行を続けたため、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、出入港操船前は、トイレを済ますなどして体調を整えること。 ・ 船長は、自身の急病等に備え、暫定的に代行を任すことができる航海士を日頃から育成しておくこと。 ・ 船長は、レーダー等の航海計器を使用して航行を開始すること。